

1-(9)-③.健康推進課で行う心と体の支援について

健康推進課は、学生・教職員の健康の保持増進、疾患の予防や早期発見につとめ、皆さんが自分の健康に関心を持ち、心身ともに健康で、充実した学生生活が送れるようサポートしています。

健康推進課をお気軽にご利用、ご活用ください。

場 所： 教室棟 1階

利 用 時 間： 9：00～17：40

担 当 者： 看護職

健康推進課 TEL： 054-623-8478（直通）

a. 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。

全員必ず受診してください。

健診項目は、身体測定・血圧測定・視力検査・聴力検査・尿検査（糖及び蛋白）・結核検診（胸部X線直接撮影）・内科診察です。病気の早期発見だけではなく、自分の健康状態に関心を持ち日常生活の振り返りの機会にしましょう。

健康診断の結果で再検査や精密検査が必要となった場合は、個人宛G-mailでお知らせします。

必ず健康推進課に来てください。

【定期健康診断を受診できなかった場合の対応】

- ・ 健康推進課に必ず連絡してください。
- ・ 委託医療機関に電話予約し、直接健診を受ける。（費用は無料）
4月から8月末日までに必ず実施してください。
- ・ 他の医療機関（かかりつけ医等）で健診を受ける。（費用は自己負担）
結果を健康推進課へ提出すれば、本学の定期健康診断に代えることができます。
定期健康診断に関して不明な点や質問は健康推進課までお問い合わせください。

【その他の注意事項】

- ◇実習施設や企業によっては、本学で行う健康診断の項目以外の検査等が必要な場合があります。その際は、各自医療機関で健康診断を受けてください。
- ◇実習施設によっては、結核検診は3ヶ月以内のものを要求されることがありますので、実習センターにお問い合わせください。
- ◇放射線の被爆問題もありますので、年に2回以上のレントゲン撮影を行うことがないよう留意してください。

b. 保健調査

入学時に定期健康診断の際に保健調査を行います。緊急時の連絡先や心身の健康状態、生活状況等の健康状態の把握の為、問診票の記入及び保健調査票に記入をしてください。個人情報厳重に管理いたします。

c. 応急手当

学内での急病・怪我などがあつた場合応急処置をします。体調が悪い時は、休養することができます。「薬事法」の規定により、内服薬は一切準備していません。普段常用している薬がある方は、常に携帯してください。健康推進課で対応できない場合は、最寄りの医療機関への紹介・連絡を行います。

d. 学生相談・健康相談・保健指導

I 学生相談

健康のことや日々の生活（食生活・禁煙・性の悩み・生理痛など）、人間関係（家族・友人・恋愛・結婚など）、学業や将来のことなど相談内容は何でもよいです。対応は健康推進課職員がいたします。他に臨床心理士など専門職者と連携し、必要に応じて医療機関を紹介することもできます。些細なことでもお気軽に相談にいらしてください。プライバシーは厳守します。

II 校医による健康相談

医師による健康相談を年2回（前期と後期）行います。心身の不調不安等、健康に関する相談が何でもできます。日程は掲示しますので健康推進課で予約をしてください。

III 保健指導

健康に関する情報提供や諸測定（身長・体重・体温・血圧）ができます。近隣の医療機関、各種パンフレット、応急処置の方法などの情報提供をしています。自分の健康状態の把握や管理に役立ててください。

e. 学生相談の予約受付、障がい学生支援の相談窓口及び受付

f. 感染症対策について

- ・日々の手洗い、うがいは励行しましょう。
- ・発熱など症状があり感染が疑われる時は、早目に医療機関を受診しましょう。
- ・感染拡大予防、特に水平感染予防のため、マスクの着用をしましょう。
- ・結核予防として結核検診（胸部X線直接撮影）を実施しています。
- ・季節性インフルエンザの予防としてインフルエンザワクチン接種を推奨します。希望者は学内接種できます。
- ・4種ウイルス疾患感染症（麻疹、風疹、水痘、流行耳下腺炎）の抗体価検査及びワクチン接種を推奨します。
- ・感染症拡大予防としての出席停止について
学校保健安全法に定められた感染症(表-1)に罹患した場合、学校保健安全法第19条により出席を停止します。感染症に罹患した場合、十分自宅療養してください。

表-1 大学において予防すべき感染症の種類（病名）と出席停止期間

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 他）、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症（注）</u>	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

（注）：その他の感染症とは、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、溶連菌感染症、A型肝炎・B型肝炎、マイコプラズマ肺炎、手足口病、EBウイルス感染症などです。

【感染症の罹患により出席停止となった場合の対応】

- ① 罹患した場合は、必ず学生支援課へ連絡し、「感染症罹患届」および「通学・出席許可書」を準備してください。
※様式は Active Academy Advance の Web フォルダからダウンロードしてください。
- ② 出席停止期間中の健康状態を「感染症罹患届」の用紙の「健康観察表」に記入してください。※記入していない場合、出席停止を証明できないことがあります。

- ③ 出席停止期間が明けたことの証明に、医療機関で「通学・出席許可証明書」への医師の記入もしくは通学・出席して差し支えないことが記載された診断書をもってください。

※出席停止期間が明けても体調が優れない場合は、医師に相談しましょう。

- ④ 「感染症罹患届」および「通学・出席許可証明書」は出席停止期間が明けてから1週間以内に健康推進課で確認を受け、その後教務課へ「欠席届」とあわせて提出してください。なお登校初日の講義には必ず健康チェックを受けてから出席してください。感染拡大予防ため、いきなり授業や大学の活動に参加しないようご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月8日から感染症法が改正され、対応が変わる可能性があります。

g. 「健康診断証明書」の発行について

証明書は自動証明発行機から「健康診断証明書」で発行できます。(有料 200 円)
健康診断証明書は、実習、就職活動、奨学金応募、受験、アルバイト等様々な面で必要となります。健康診断証明書の発行は定期健康診断に基づき行います。
発行開始時期は学生一斉メールにて通知します。

【証明及び発行ができない方】

- ・定期健康診断が未受診、または未受診の検査項目のある方
- ・定期健康診断の結果で異常所見があり、再検査等が未受診の方
- ・現在、治療中または経過観察中の疾患があり、主治医の意見書が必要な方

h. 健康保険証を携帯しましょう。

傷害に備えて常に保険証を携帯しましょう。医療機関を受診する場合、保険証がないと全額負担になります。「遠隔地被扶養者証」の交付は、社会保険の場合は扶養者の勤務先へ、国民健康保険の場合は市・区・町・村役場へ申請してください。申請には「遠隔地被扶養者証交付申請書」「保険証」「在学証明書」等が必要になります。詳しくは、申請先へ問い合わせてください。